

平成23年度における福生病院組合職員 人事行政の運営等の状況の公表について

福生病院組合職員の人事行政の運営等の状況について、市民、町民の皆様幅広く知っていただき、その公正性及び透明性を確保するため、「福生病院組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」の規定に基づき、職員数や給与の支給状況、休暇等の勤務条件などについて、公表します。

平成24年12月3日

福生病院組合
管理者 加藤育男

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用、退職及び部門別の職員数

| 区 分 | | 職 員 数 | | | |
|----------------|---------|--------------|------------------|------------------|---------------|
| | | H23. 4. 1 現在 | 採用 4. 2～3. 31 | 退職 4. 1～3. 30 | H24. 3. 31 現在 |
| 医 師 | | 51 人 | 7 | 6 | 52 人 |
| 歯 科 医 師 | | 2 人 | | | 2 人 |
| 看護 職員 | 助 産 師 | 15 人 | 1 | 3 | 13 人 |
| | 看 護 師 | 209 人 | 12 | 11 | 210 人 |
| | 准 看 護 師 | 14 人 | | | 14 人 |
| 医療 技術 職員 | 薬 剤 師 | 9 人 | | | 9 人 |
| | 臨床検査技師 | 12 人 | | | 12 人 |
| | 診療放射線技師 | 11 人 | | | 11 人 |
| | 栄 養 士 | 2 人 | | | 2 人 |
| | 理学療法士 | 5 人 | | | 5 人 |
| | 作業療法士 | 2 人 | | | 2 人 |
| | 臨床工学技士 | 4 人 | | | 4 人 |
| | 視能訓練士 | 1 人 | | | 1 人 |
| | 歯科衛生士 | 1 人 | | | 1 人 |
| 事 務 職 員 | | 26 人 | | | 26 人 |
| その他職員(看護補助員) | | 3 人 | | | 3 人 |
| 合 計 | | 367 人 | 20 | 20 | 367 人 |

(2) 職員の退職の状況

| 退職の期間 | 普通退職 | 定年退職 | 勸奨退職 | 分限免職 | 懲戒免職 | 死亡退職 |
|--------------------------|------|------|------|------|------|------|
| 平成23年4月1日～ 平成24年3月31日 | 37人 | 6人 | | | | |

(3) 役職別職員数（事務職員）

（平成23年4月1日現在）

| 事務長 | 事務次長 | 課長・主幹 | 課長補佐 | 係長・主査 | 主任 | 主事 |
|-----|------|-------|------|-------|----|----|
| 1人 | 1人 | 3人 | 2人 | 8人 | 6人 | 5人 |

(4) 昇任試験の状況

（平成24年4月1日付昇任に係る試験結果）

| 区分 | 対象者数 | 受験者数 | 合格者数 |
|-------|------|------|------|
| 課長・主幹 | 3人 | 3人 | 3人 |
| 課長補佐 | 4人 | 2人 | 0人 |
| 係長 | 23人 | 11人 | 2人 |
| 主任 | 75人 | 9人 | 1人 |
| 計 | 105人 | 25人 | 6人 |

2 職員の給与の状況

(1) 収益的収支に係る人件費の状況

（各年度決算）

| 区分 | 総費用 （消費税抜き） A | 純損益 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A |
|--------|---------------------|--------------|-------------|---------------------------|
| 平成22年度 | 7,648,526千円 | △1,172,421千円 | 3,550,090千円 | 46.4% |
| 平成23年度 | 8,156,417千円 | △887,651千円 | 3,829,041千円 | 46.9% |

(2) 職員給与費の状況

（平成23年度決算）

| 区分 | 職員数 A | 給与費 | | | | 職員1人 当たり給与 B/A |
|-------------------|----------|-------------|-----------|-----------|-------------|----------------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末勤勉手当 | 計 B | |
| 医師 | 53.75人 | 284,207千円 | 414,557千円 | 120,706千円 | 819,470千円 | 15,246千円 |
| 医療技術員 | 47.00人 | 171,441千円 | 68,434千円 | 69,065千円 | 308,943千円 | 6,573千円 |
| 看護師・助産師 | 222.42人 | 634,715千円 | 302,053千円 | 240,533千円 | 1,177,301千円 | 5,293千円 |
| 准看護師 | 14.00人 | 50,484千円 | 17,941千円 | 19,198千円 | 87,623千円 | 6,259千円 |
| 事務職員 | 26.00人 | 103,955千円 | 27,677千円 | 43,326千円 | 174,958千円 | 6,729千円 |
| 技能業務職員 （看護補助員） | 3.00人 | 12,147千円 | 2,063千円 | 4,625千円 | 18,835千円 | 6,278千円 |
| 全職員 | 366.17人 | 1,256,949千円 | 832,728千円 | 497,453千円 | 2,587,130千円 | 7,065千円 |

※「給料」は基本給の額、「職員手当」は、扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などの合計（退職手当を含まない。）です。

※職員数は、年度中途の採用、退職等があるため、整数とはなりません。

(3) 職種別の初任給の状況

(平成23年4月1日現在)

| 区 分 | | 初任給 (給料月額) | 採用後2年経過 の給料月額 |
|-------------------|-----------|---------------|------------------|
| 医師(歯科医師) | 医大卒(大学6卒) | 233,100円 | 259,100円 |
| 薬剤師 | 大学卒程度 | 191,600円 | 207,500円 |
| 医療技術職員 | 大学卒程度 | 183,800円 | 199,900円 |
| | 短大卒(3年)程度 | 165,500円 | 183,800円 |
| | 短大卒程度 | 159,400円 | 176,300円 |
| 看護師・助産師 | 大学卒程度 | 189,000円 | 202,200円 |
| | 短大卒(3年)程度 | 181,400円 | 195,400円 |
| | 短大卒(2年)程度 | 175,000円 | 189,000円 |
| 准看護師 | 准看護師養成所卒 | 156,500円 | 168,600円 |
| 事務職員 | 大学卒程度 | 181,200円 | 199,200円 |
| | 短大卒程度 | 157,200円 | 174,200円 |
| | 高校卒程度 | 142,700円 | 151,500円 |
| 技能業務職員 (看護補助員) | 高校卒程度 | 138,700円 | 147,300円 |
| | 中学卒程度 | 130,900円 | 136,000円 |

(4) 職員1人当たり平均給与等及び平均年齢の状況

(平成23年度決算)

| 区 分 | 平均給料月額 | 平均給与月額 (期末・勤勉手当含まず。) | 平均給与月額 (期末・勤勉手当含む。) | 平均年齢 |
|-------------------|----------|-------------------------|------------------------|--------|
| 医 師 | 440,631円 | 1,083,355円 | 1,270,496円 | 43.70歳 |
| 医療技術員 | 303,973円 | 425,316円 | 547,771円 | 41.21歳 |
| 看護師・助産師 | 237,810円 | 350,981円 | 441,102円 | 35.93歳 |
| 准看護師 | 300,500円 | 407,292円 | 521,565円 | 49.07歳 |
| 事務職員 | 333,189円 | 421,897円 | 560,763円 | 44.19歳 |
| 技能業務職員 (看護補助員) | 337,417円 | 394,722円 | 523,194円 | 59.00歳 |
| 全 職 員 | 286,060円 | 475,575円 | 588,787円 | 39.00歳 |

※「平均給料月額」とは、基本給の平均の額です。

※「平均給与月額」とは、給料月額に、毎月支払われる扶養手当・地域手当・住居手当・時間外勤務手当などの諸手当の額(退職手当を含まない。)を加えた平均の額です。

(5) 職員手当の状況

ア 毎月支給されるもの

(7) 決まって支給されるもの(月額)

(平成23年4月1日現在)

| 手当の種類 | 内 容 |
|---------|--|
| 管理職手当 | 給料月額に対し次の割合に相当する額を支給する。 院長・副院長25%、医療部部長・医長20%、部長級18%、課長級15% |
| 初任給調整手当 | 医師等 149,200円以内の額 採用による欠員補充が困難と認められる職について支給する。 なお、支給期間は、採用の日から大学卒業後39年を経過する期間とし、支給額は、大学卒業後の経過年数に基づき減じて支給する。 看護師、助産師、准看護師 9,000円以内の額 学校卒業後の経過期間に応じて支給する。 16年未満9,000円 16年以上21年未満7,000円 21年以上5,000円 |
| 扶養手当 | 配偶者 13,500円 扶養 1人につき6,000円、ただし、配偶者なしの扶養(子)1人目は13,500円とする。15歳以上22歳以下の子は1人4,000円を加算する。 |
| 地域手当 | 給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額の15%相当額を支給する。(医療給料表一の適用者は18%) |
| 住居手当 | 世帯主及びこれに準ずる者に支給する。 扶養親族を有する者 8,500円 扶養親族を有しない者 8,500円 |
| 通勤手当 | 1 交通機関等の利用職員 片道距離2km以上の職員に対し1か月の通勤に要する運賃の額に相当する額を支給する。(限度額45,500円) 2 自動車等の交通用具の使用職員 片道距離2km以上の職員に支給する。 片道距離2km以上5km未満 2,000円 " 5km以上10km未満 4,100円 " 10km以上15km未満 6,500円 " 15km以上20km未満 8,900円 " 20km以上25km未満 11,300円 " 25km以上30km未満 13,700円 " 30km以上35km未満 16,100円 " 35km以上40km未満 18,500円 " 40km以上45km未満 20,900円 " 45km以上50km未満 21,800円 " 50km以上55km未満 22,700円 " 55km以上60km未満 23,600円 " 60km以上 24,500円 |

(イ) 勤務実績により支給されるもの

(平成23年4月1日現在)

| 手当の種類 | 内 容 |
|------------|--|
| 特殊勤務手当 | 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないものに従事する職員に次の手当を支給する。 危険手当、医師手当、夜間勤務者調整手当、緊急出動手当、待機手当、夜間看護手当、死体取扱手当、年末年始勤務手当、分娩手当、医療協力手当、医師派遣手当、救急車搬送患者手当 |
| 超過勤務手当 | 正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給する。 ○勤務日 1時間につき勤務1時間当たりの給料等の額の125% (午後10時から翌日の午前5時までの場合は150%) ○週休日 1時間につき勤務1時間当たりの給料等の額の135% (午後10時から翌日の午前5時までの場合は160%) |
| 休日給 | 1時間につき勤務1時間当たりの給料等の額の135% |
| 夜勤手当 | 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給する。 1時間につき勤務1時間当たりの給料等の額の25% |
| 宿直手当 | 医師：平日は、1勤務につき30,000円、土・日・祝日は、1勤務につき70,000円 (勤務時間が5時間未満の場合は1勤務の半額) 医療技術職員：1勤務につき11,500円 (勤務時間が5時間未満の場合は5,750円とする。)、宿直入り勤務 1勤務につき8,500円 ※年末年始加算あり。 |
| 管理職員特別勤務手当 | 1回10,000円 (勤務が6時間に満たない場合は5,000円) |

イ 一定の期間に支給されるもの

(7) 期末、勤勉手当

(平成23年度)

| 福生病院組合 | 東京都 | 国 |
|--|--|--|
| 期末手当 6月期 1.15月分 12月期 1.20月分 3月期 0.25月分 勤勉手当 6月期 0.675月分 12月期 0.675月分 | 期末手当 6月期 1.225月分 12月期 1.375月分 勤勉手当 6月期 0.675月分 12月期 0.675月分 | 期末手当 6月期 1.225月分 12月期 1.375月分 勤勉手当 6月期 0.675月分 12月期 0.675月分 |
| 職制上の段階、職務の等級等の加算措置あり。 | | |

(イ) 退職手当

(平成23年4月1日現在)

| 区 分 | 福生病院組合 | | 都 | | 国 | | |
|----------|-----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 普通退職 | 定年・勸奨 | 普通退職 | 定年・勸奨 | 普通退職 | 定年・勸奨 | |
| 支給率 | 勤続 20 年 | 24. 25月 | 33. 50月 | 24. 25月 | 33. 50月 | 23. 50月 | 30. 55月 |
| | 勤続 25 年 | 32. 50月 | 43. 50月 | 32. 50月 | 43. 50月 | 33. 50月 | 41. 34月 |
| | 勤続 35 年 | 49. 75月 | 59. 20月 | 49. 75月 | 59. 20月 | 47. 50月 | 59. 28月 |
| | 最高限度 | 59. 20月 | 59. 20月 | 50. 00月 | 59. 20月 | 59. 28月 | 59. 28月 |
| 加 算 措 置 | 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) | | | | | | |
| 退職時の特別昇給 | 公務上の死亡、整理退職等 | | | | | | |

(6) 特別職の報酬等の状況

(平成23年4月1日現在)

| 区 分 | | 職員数 | 金 額 |
|-----|----------------------|-----|--------------|
| 給料 | 管理者 | 1 人 | 年額 130,000 円 |
| | 副管理者 | 2 人 | 年額 110,000 円 |
| 報酬 | 議長 | 1 人 | 年額 110,000 円 |
| | 副議長 | 1 人 | 年額 100,000 円 |
| | 議員 | 7 人 | 年額 80,000 円 |
| | 監査委員 (識見を有する者) | 1 人 | 日額 11,000 円 |
| | 監査委員 (議員のうちから選出された者) | 1 人 | 日額 8,000 円 |

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

職員の正規の勤務時間は、休憩時間（午後零時30分から午後1時15分まで）を除き、1週間について40時間を原則としています。ただし、職務の性質により前記により難しい場合は、4週間を超えない期間につき、休憩時間を除いて、1週間当たり40時間とする正規の勤務時間を別に定めることができることとしています。

(2) 年次有給休暇の状況

年次有給休暇の付与については、期間を1月1日から12月31日とし、日数を1年に20日としている。

なお、その年に使用しない日数がある場合は、20日を限度に翌年に限り繰り越すことができます。

| 取 得 期 間 | 対象職員数 | 平均取得日数 |
|--------------------|-------|--------|
| 平成22年1月1日~同年12月31日 | 404人 | 7.2日 |

(3) 育児休業の状況

地方公務員の育児休業に関する法律に基づき、子を養育する職員の継続的な勤務を促進するため、3歳に満たない子の養育をするための制度です。

| 取得期間 | 取得者数 | |
|--------|------|------|
| | 男性職員 | 女性職員 |
| 平成22年度 | 0人 | 10人 |

(4) 特別休暇の種類

公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び子の看護休暇、短期の介護休暇

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分を行った職員数

地方公務員法の規定により、職員が心身の故障等一定の事由により、その職務を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反して降任、免職、休職の処分を行うものです。

(平成23年度)

| 区 分 | 降 任 | 免 職 | 休 職 | 合 計 |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|
| 勤務成績がよくない場合 | | | | 0人 |
| 心身の故障の場合 | | | | 0人 |
| その他適格性の欠如 | | | | 0人 |
| 職制・定数の改廃など | | | | 0人 |
| 刑事事件に関する起訴 | | | | 0人 |
| 職員の休職の事由等に関する規則 | | | | 0人 |

(2) 懲戒処分を行った職員数

地方公務員法の規定により、職員が法律違反などの一定の義務違反に対して、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員に対し戒告、減給、停職、懲戒処分として免職を行うものです。

(平成23年度)

| 区 分 | 戒 告 | 減 給 | 停 職 | 免 職 | 合 計 |
|--------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 法令に違反した場合 | | | | | 0人 |
| 職務上の義務に違反した場合 | | | | | 0人 |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合 | | | | | 0人 |

5 職員のサービスの状況

地方公務員法では、職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行にあたっては全力を挙げて専念しなければならないというサービスが規定されています。また、法令や上司の職務上の命令に従う義務や守秘義務などが課せられています。

(1) 営利企業従事の許可状況

平成22年度は、職員からの許可申請がありませんでした。

(2) サービス違反の状況

(平成23年度)

| 区 分 | 内 容 | 違反数 |
|-----------------|---|-----|
| 法令等及び職務命令等に従う義務 | 法令等に定める規定に従い、かつ、上司の職務命令に従わなければならない。 | 0人 |
| 信用失墜行為の禁止 | 職の信用を傷つけ、又は職の不名誉となるような行為をしてはならない。 | 0人 |
| 秘密を守る義務 | 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 | 0人 |
| 職務専念義務 | 職務の遂行に当たっては、全力をあげてこれに専念しなければならない。 | 0人 |
| 政治的行為の制限 | 政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為が禁止されるなどの制限があります。 | 0人 |
| 争議行為等の禁止 | 争議行為等をしてはならない。 | 0人 |
| 営利企業等の従事制限 | 公務の公正を確保する等の観点から、営利企業等に従事することが制限されています。 | 0人 |

6 職員の研修の状況

職員の能力の開発、向上を目的として各種研修を実施、参加しています。

(平成23年度)

| 区 分 | 職 種 | 職員数 | 参加延人数 | 備 考 |
|------------|---------|--------|-------|---------|
| 医療関係専門派遣研修 | 医 師 | 54人 | 174人 | |
| | 看護師・助産師 | 223人 | 66人 | |
| | 准 看 護 師 | 14人 | 0人 | |
| | 医療技術職員 | 47人 | 234人 | |
| | 技能業務職員 | 3人 | 0人 | 看護補助員 |
| | 計 | 341人 | 474人 | |
| その他派遣研修 | 事務職員 | 26人 | 41人 | |
| 院 内 研 修 | 看護職員 | (237人) | 278人 | 准看護師含む。 |
| 合 計 | | 367人 | 793人 | |

※この他、必要に応じて院内研修を実施しました。

職員数は、平成23年3月31日(3月31日退職者を含む。)現在です。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公務員法では、職員の厚生福利を図る目的として、厚生制度と共済制度を規定しています。それぞれの主な実施主体は、厚生制度が福生病院組合職員互助会、共済制度が東京都市町村職員共済組合となっています。

なお、厚生福利制度とは別に、職員の公務上の災害、通勤時の災害により、職員が負傷等又は死亡した場合の公務災害補償の制度があります。

(1) 厚生福利制度

| 実施主体 | 内 容 |
|--------------|--|
| 福生病院組合職員互助会 | 職員の冠婚葬祭に対する給付事業、職員やその家族の親睦・交流を図るための厚生事業などを実施しています。なお、この事業の財源は、福生病院組合から交付される負担金と職員の会費で運営しています。 |
| 東京都市町村職員共済組合 | 職員及びその家族の病気等に対して給付を行う「短期給付事業」、職員の退職、障害、死亡等に対する年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康保持増進事業などを実施する「福祉事業」の3つの事業を実施しています。 |

(2) 公務災害の状況

| 区 分 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|---------|--------|--------|
| 公 務 災 害 | 13人 | 14人 |
| 通 勤 災 害 | 0人 | 0人 |

8 公平委員会の業務の状況

公務員には、労働基本権の一部が制限されているため、その代償措置として勤務条件に関する措置の要求ができる制度が設けられています。

職員は、公平委員会に対し、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、福生病院組合の当局により適切な措置がとられるべきことを要求することや、懲戒その他職員の意に反する不利益な処分に関し不服の申立てをすることができます。

| 区 分 | 平成22年度 | 平成23年度 |
|-------------------|--------|--------|
| 勤務条件に関する措置の要求の状況 | 0人 | 0人 |
| 不利益処分に関する不服申立ての状況 | 0人 | 0人 |
| 苦 情 処 理 の 状 況 | 0人 | 0人 |